

○大津町地域づくり活動支援事業補助金交付要綱

令和4年4月1日

要綱第26号

(趣旨)

第1条 町長は、地域みんなの顔が見える関係を築き、地域の一体感や日常生活での安心感を作りあげることが目的として、地域住民が自分達で取り組む地域の特性を活かした地域づくり活動に対して、予算の範囲内において大津町地域づくり活動支援事業補助金を交付するものとする。その交付に関しては、大津町補助金交付規則（昭和60年大津町規則第9号）、大津町補助金交付基準に関する要綱（平成20年大津町要綱第30号）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、地域みんなの顔が見える関係を築き、地域の一体感や日常生活での安心感を作りあげるために、地域住民が自分達で取り組む地域づくり活動であり、次に掲げるものとする。

- (1) 生活環境の整備、美観の維持に関する活動
- (2) 安全・安心な地域づくりに関する活動
- (3) 健康、福祉の充実に関する活動
- (4) 文化活動、スポーツ振興に関する活動
- (5) 地域の祭り、伝統文化の保存・継承に関する活動
- (6) 地域活性化のための研修・意識啓発に関する活動
- (7) その他この事業の趣旨に適合すると認められる活動

2 前項の規定にかかわらず、次の事業は補助対象事業としない。

- (1) 営利目的及び政治的活動並びに神社仏閣等の宗教に関するもの
- (2) 国、県又は他の団体の補助事業に該当し、その助成を受けたもの
- (3) 本町の他の補助事業に該当するもの

(補助対象団体)

第3条 補助対象となる団体は、次の各号に掲げる団体とする。

- (1) 行政区及びその集合体
- (2) 組及びその集合体

(補助率及び補助限度額等)

第4条 補助率及び補助限度額は、別表第1のとおりとする。なお補助率は補助対象経費に乗じる率とし、補助金の交付額は、千円未満を切り捨てる。ただし、備品購入費については、補助率を3分の1以内とする。

(補助対象経費等)

第5条 補助の対象となる経費は、事業の実施に直接必要な経費とする。ただし、以下の経費は補助の対象としない。

- (1) 団体の構成員に対する人件費、謝礼
- (2) 飲食費（会議等におけるお茶代を除く）
- (3) 用地費
- (4) 地域の施設、設備等の維持管理に係る経費
- (5) 領収書等により事業実施団体が支払ったことが明確に確認できない経費
- (6) 工事請負費のみの事業、委託料のみの事業、備品購入費のみの事業及びこれらの組み合わせのみの事業
- (7) その他事業の実施に直接関係のない経費及び町長が社会通念上適切でないと思えた経費

2 祭り等における景品の単価については、上限額を5,000円とし、参加賞等広く参加者に配布するものの単価については、上限額を500円とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、大津町地域づくり活動支援事業補助金交付申請書(別記様式第1号)に、次の書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書(別記様式第2号)
- (2) 収支予算書(別記様式第3号)
- (3) 団体等に関する調書(別記様式第4号)
- (4) その他、町長が認める資料

(補助金の交付決定)

第7条 町長は前条に規定する補助金の交付申請があつたときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、大津町地域づくり活動支援事業補助金交付決定通知書(別記様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(変更承認等の申請)

第8条 補助金の交付決定を受けた団体（以下「交付決定団体」という。）は、当該事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は事業内容を変更しようとするときは、大津町地域づくり活動支援事業補助金変更承認申請書（別記様式第6号）を町長に提出しなければならない。ただし、補助対象経費の増減額が当初の補助対象経費の3割にあたる額に満たない軽微な変更についてはこの限りではない。

2 町長は、前項に規定する申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、大津町地域づくり活動支援事業補助金変更承認（申請却下）決定通知書（別記様式第7号）により、承認の可否を通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定団体は、補助金の使途を明らかにするため、事業完了後30日以内に次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 大津町地域づくり活動支援事業補助金実績報告書（別記様式第8号）
- (2) 事業実績書及び事業実施後の感想（別記様式第9号）
- (3) 収支決算書（別記様式第10号）
- (4) 領収書又はその写し等（明細が確認できるもの）
- (5) 写真（活動項目ごとに事業内容及び物品の品目等が判明できるもの）
- (6) その他必要と認められる書類（活動内容が分かる資料など）

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、実績報告を受けた場合においては、その内容を審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、大津町地域づくり活動支援事業補助金交付確定通知書（別記様式第11号）により交付決定団体に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 交付決定団体は、補助金を請求しようとするときは、大津町地域づくり活動支援事業補助金請求書（別記様式第12号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の概算交付)

第12条 交付決定団体は、事前に補助金の交付を受ける必要がある場合に限り、大津町地域づくり活動支援事業補助金概算払申請書（別記様式第13号）、大津町地域づくり活動支援事業補助金概算払請求書（別記様式第14号）により請求することができる。

(補助金の返還)

第13条 町長は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 補助金の交付決定に付した条件その他この要綱に違反したとき。
- (2) 事業の施行方法が不相当と認められたとき。
- (3) 補助金の概算交付をした場合において、実績報告により補助金の額が減少したとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和7年3月31日をもって効力を失う。

別表第1 (第4条関係)

活動の区分	補助率	補助限度額
(1) 生活環境の整備、美観の維持に関する活動	3分の2以内	30万円
(2) 安全・安心な地域づくりに関する活動	2分の1以内	
(3) 健康、福祉の充実に関する活動		
(4) 文化活動、スポーツ振興に関する活動		
(5) 地域の祭り、伝統文化の保存・継承に関する活動		
(6) 地域活性化のための研修・意識啓発に関する活動		
(7) その他この事業の趣旨に適合すると認められる活動		